

令和7年度 第1回 三宅町国民健康保険運営協議会 議事録要旨

1. 日時	令和7年8月29日(金)午後1時30分～午後2時40分
2. 場所	三宅町保健福祉施設あざさ苑 2階研修室
3. 出席者	委 員:森内哲也会長、久保憲史委員、植村信子委員、西岡維佐子委員 事務局:三宅町住民生活部長、保険医療課長他2名
4. 議題	(1)令和6年度三宅町国民健康保険特別会計決算(案) (2)三宅町第3期国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業 (3)その他

5. 議事内容

(1)令和6年度三宅町国民健康保険特別会計決算(案)

- 歳入決算額は、7億889万円(対前年度比 1,048万円の減少)
- 歳出決算額は、7億626万円(対前年度比 1,166万円の減少)
- 実質収支は、263万円(対前年度比 118万円の減少)
- 前年度に引き続き、実質収支についてはプラスとなっている。

歳入

令和6年度の歳入決算額は、7億888万6,243円で前年度と比較して、1,048万4,295円の減少である。これは、国民健康保険税の収入増加、保険税抑制効果を可視化するための「見える化交付金」の廃止に伴う県支出金の減少、さらには令和6年度に県内統一保険料水準が実現し、保険税抑制のための激変緩和策としての基金繰入措置が不要になったことによる繰入金の減少が主な要因となっている。

歳出

令和6年度の歳出決算額は、7億626万1,606円で前年度と比較して、1,165万6,169円の減少である。これは、保険給付費の増加および国保被保険者への保険税還付に伴う諸支出金が増加したほか、県単位化における国保事業の運営に必要な財源として、市町村が徴収した国民健康保険税等を原資とする県に対する国民健康保険事業納付金の減少が主な要因となっている。

基金の残高

国民健康保険財政調整基金の基金残高は、5,881万2,195円(R7.3.31 現在)で前年度と比較して、基金利子の積立により2万6,926円の増加、また、令和6年度に県内統一保険料水準が実現し、保険税抑制のための基金繰入措置が不要になったことから、その後の基金残高に変更はなく、令和6年度の出納閉鎖後の基金残高は5,881万2,195円(R7.5.31 現在)となっている。

【質疑】

基金と保健事業の関連性について

【回答】

基金の活用方法として、保健事業に活用して被保険者に還元する必要があると考えている。

各種助成、インセンティブ事業など、この協議会においてご意見をいただきたい。

(2)三宅町第3期国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業

主な保健事業の実施状況(7月末現在)

○特定健康診査

計画策定時のベースラインは44.1%。令和6年度の実績は43.6%となっている。

○40歳未満健康診査

令和6年度から事業を開始し、受診は9人。令和7年度は現在までに5人の申込みがある。

○特定保健指導

令和6年度の実績は17.6%。集団健診受診者には、健診当日の初回指導を実施するなど実施率向上の取り組みを続けている。

○高齢者一体化事業

令和6年度は9か所の「通いの場」を訪問しフレイル予防教室を実施。令和7年度も9か所訪問を予定している。

今後の予定

○特定健康診査

受診率向上のためには従前からの受診勧奨に加えて、みなし健診や医療受診者の検査結果取り込みを増やすことが必要であるが、これには医療機関の協力が不可欠であり、現状では難しいと考えている。

○40歳未満健康診査

昨年度は出来なかった再勧奨を実施する。

○特定保健指導

個別健診受診者で対象となった方に対して特定保健指導に関する周知を充実させる。

○高齢者一体化事業

フレイル予防講座の参加が複数回になってきており、内容の刷新が求められている。

【質疑】

受診率60%や保健指導の45%は、かなり高い数値だと思われるが、達成している市町村はあるのか。

【回答】

山間部の市町村などでは健診、保健指導ともに高い実施率で経過している。

三宅町の場合、あと100人以上の受診者を増やすには・・・となるが、出来る対策を継続していく。

【質疑】

医療受診と健診について

案内が来ても、日ごろから診てもらっているからもういいかな？と思うケースもあるのではないかな。

【回答】

かかりつけ医療機関でケアの環境が整っている方と、そうでない方がある。

ない方には、健診によってそのきっかけづくりとしていただきたい。その機会を提供することが健診の役割と考えている。

【質疑】

糖尿病性腎症重症化予防事業について

50～60代で多数の薬を服用している人もおられる。受けたら良い事業と思う。

【回答】

県も重点施策としており、国保連合会の共同保健事業に三宅町も参加している。対象となる人数は少なく、数字に現れにくい事業であるが、継続して実施していく。

(3)その他

○子ども・子育て支援金制度について

保険税率の区分は、これまで医療保険分(全ての方)+後期高齢者支援分(全ての方)+介護保険分(40～64歳の方)であったが、これに令和8年度から「子ども・子育て支援金」分が加算される。

会議議事録に関する署名

三宅町国民健康保険運営協議会規則第4条に基づき署名する。

植村信子